

静岡県工業技術研究所研究倫理指針

本指針は、ヒトを対象とする研究（以下「研究」という。）を実施するに当たり、ヘルシンキ宣言、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日 文部科学省、厚生労働省）等（以下、「指針等」という。）の趣旨を踏まえ、静岡県工業技術研究所（以下「研究所」という。）及びこれに関わる研究職員等が、倫理的観点及び科学的観点から遵守すべき事項等を定めることとする。

（目的）

第 1 この指針は、研究について倫理的配慮を踏まえた適正な推進が図られることを目的とする。

（責務等）

第 2 研究職員等は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重するとともに、倫理的妥当性及び科学的合理性を確保し、法令、指針等を遵守しつつ研究計画書に従った適正な研究を実施しなければならない。

2 研究責任者は、研究を実施、継続又は変更するにあたり、所長の許可を受けなければならない。また、研究の実施に係る必要な情報の収集に努め、研究計画書に従って研究が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、実施に携わる研究者をはじめとする関係者を指導・管理しなければならない。

3 所長は、研究を実施する研究職員等に対して、研究の適正な実施に係る必要な監督を行うとともに、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施すること及び個人情報保護を確保しなければならないことを周知徹底するとともに、研究対象者の健康被害等に対する補償その他必要な措置を講じなければならない。

4 所長は、別に定める静岡県工業技術研究所研究倫理審査委員会（以下、「委員会」という。）における審査の意見に基づき、研究の実施、継続又は変更を許可することができる。ただし、研究所以外の機関において別に倫理審査を受け、許可を得た場合は、この限りではない。

（委員会）

第 3 研究所は、研究について倫理的観点及び科学的観点からの適正性を諮るため、委員会を設置する。

2 委員会は、所長から研究の適正な実施に関し必要な事項について意見を求められた場合には、倫理的観点及び科学的観点から審査し、文書により意見を述べなければならない。

（インフォームド・コンセント）

第 4 研究職員等は、研究を実施しようとするとき、又は既存試料・情報を提供しようとするときは、所長の許可を受けた研究計画書の定めるところにより、原則として予めインフォームド・コンセントを受けなければならない。

（個人情報等）

第 5 所長及び研究職員等は、個人情報の取扱いに関して、指針等のほか静岡県個人情報保護条例（平成 14 年 10 月 25 日、条例第 58 号）及び同条例施行規則（平成 15 年 3 月

20 日規則第 7 号) 等を遵守しなければならない。また、死者について特定の個人を識別することができる情報に関しても、適切に扱わなければならない。

(利益相反の管理)

第 6 所長及び研究職員等は、研究が公的な機関で実施されるものであることを踏まえ、公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わりについて、透明性を確保し、適正に管理しなければならない。

(細則)

第 7 この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

施行 この指針は、平成 26 年 7 月 14 日から施行する。

施行 この指針は、平成 27 年 9 月 9 日から施行する。